

代行試験のご案内

高知県生コンクリート工業組合
高知県生コンクリート協同組合連合会

1. 品質保証の責任限界

生コンクリート納入時の品質保証の責任分界については、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」、日本建築学会「建築工事標準仕様書」並びに土木学会「コンクリート標準示方書」において、レディーミクストコンクリートの生産者及び施工者は荷降ろし地点（ミキサー車のシュート先端）を責任分界として、コンクリートが所要の品質を有していることを確認しなければならないと規定しています。

従って、荷降ろし後のコンクリートの受入検査は購入者自身で行なっていただくのが原則です。しかし、試験機器を保有していない、試験方法に習熟していない等の事情で試験の実施が困難なケースもあろうかと思われますので、その場合は以下の要領により、私ども生産者が受入検査を代行いたします。

なお、その際には代行試験手数料を請求させていただきますが、これはあくまで実費を負担して頂くものであって、営利が目的ではありませんので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

2. 代行可能な試験項目

代行可能な試験業務には次のようなものがあります。なお、工場によっては代行不可能な項目もありますので、事前に当該工場にご確認ください。

- ① 打込み直前のスランプ、空気量、塩化物含有量の測定及び供試体の採取
- ② 構造体の強度推定及び型枠取り外し時期判定のための供試体の採取
- ③ 現場採取供試体の運搬、キャッピング、脱型、養生及び強度試験
- ④ 規定された材齢以外の強度試験
- ⑤ 現場養生のための供試体の現場への再運搬
- ⑥ 納入時間中の試験員の長時間立会
- ⑦ 供試体の外部試験機関への運搬と試験依頼手続き及び試験の立会等
- ⑧ 前記試験表受理及び需要先への転送
- ⑨ 工期等の変更による関連書類の再作成
- ⑩ 工場、現場における写真撮影及び整理など試験業務以外の業務
- ⑪ 新規・特殊配合の試し練り

JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」の規格品については、生産者が試し練りや品質管理の実績に基づいて標準配合を定めており、改めて試し練りを行う必要はありません。

3. 代行試験の依頼方法

- (1) 代行試験の依頼

代行試験の依頼は、工業組合の定めている様式の代行試験依頼書に必要事項を記入し、当該工場に時間的に余裕を持ってお申し付け願います。急な依頼には対応しきれない場合があります。依頼書は、工場および各協同組合に備え付けてあります。

(2) 代行試験手数料

代行試験の項目および試験手数料は別表「生コンクリート代行試験手数料」のとおりです。なお、手数料の請求事務は工場の所属する各地区の生コン協同組合が行いません。詳細は工場または協同組合にお尋ねください。

(3) 外部試験機関への強度試験を依頼される場合

供試体の強度試験を外部試験機関に依頼される場合は、代行料に加え、外部試験機関（東部試験所及び幡多試験所）の定める手数料を別途申し受けます。

4. 代行試験実施に際しての留意事項

コンクリートの試験は安全な場所で行わせて頂きます。不慣れた高所や狭い場所での試料採取や地上への運搬、打ち込み箇所（ポンプ筒先・延長シュート先等）での試料採取及び試験場所への試料の場内運搬は、安全のために購入者自身で行なってください。

以上